

# 大津市における保育園児等多数被害の 過失運転致死傷事件における被害者支援

滋賀県警察本部 新田 幸

## I. 事故の概要

令和元年5月8日午前10時14分、大津市内のT字路交差点において乗用車が青信号で右折する際、対向から直進してきた軽四乗用車に衝突し、そのはずみで軽四乗用車が交差点角の歩道上で信号待ちをしていた保育園児の列に突っ込みました。この事故により園児2名が死亡し、園児と保育士14名が重軽傷を負いました。

亡くなった園児の遺族、負傷した園児とその家族は、突然のできごとに精神的に大きなショックを受け、悲しみと共に今後への不安に直面することとなったのです。園児と一緒に事故に遭った保育士は、自身の負傷に加えて子供たちを守れなかった自責の念も大きく抱くようになりました。

## II. 被害者支援現地対策室の設置と支援要員の派遣

事故発生直後に行う支援は、後の被害者支援の流れを作る上で重要な役割を持ちます。

滋賀県警察では、死傷者多数の事故が発生した場合に被害者支援現地対策室を設置するという規定を設けており、これに基づき、発生現場を管轄する大津警察署に被害者支援現地対策室を設置し、支援室長以下5名をすぐに派遣しました。

次に、被害者16名が搬送された4か所の病院へ署捜査員に加えて支援要員を派遣しました。事情聴取をする捜査員とは別に、今はそれどころではない遺族及び被害者とその家族に対し、専門の研修を受けた支援要員が常に寄り添うこととしたのです。捜査員と支援要員を分け、連携しながら支援に当たったことは、初期の支援において重要であったと思っています。

## III. 遺族を中心に寄り添う支援

搬送先の病院に駆け付けた被害者家族の方々は、一般の患者がいる中での事情聴取には抵抗を感じる方が多いため、病院と連携し、遺族及び被害者とその家族に別にスペースを設けてもらうことで、スムーズに事情聴取を行うことができました。

遺体を目の前にして憔悴した遺族には、体調を心配した支援要員が、「どうか、お水だけでも飲んでください」と声掛けをした際、遺族は「もう子供はお水も何にも飲めない。私も飲んでいられません」と拒まれました。その時支援要員は、病院関係者に用意してもらった小さなスプーンに水を少し取り分け、遺体の口元にそっと寄せて水を含ませ、「お子さまも今、こう

してお水を飲んでもらっています。御家族の方も一緒にお水を飲みましょう」と声掛けをし、遺族も水を含むことができたということがありました。発生直後における支援では、このような寄り添いが大切であると強く感じています。

遺体を自宅にお送りする時も、支援要員は遺族に寄り添って行きました。既に自宅の周りには多くの報道陣が詰めかけていたため、遺族が撮影されずに自宅に入れるよう目隠しをするという措置も行いました。

午前中に起きた事故でしたが、遺族が自宅に戻った時には既に日が暮れていました。家にはきょうだいもいたのですが、両親は、とても食事の準備まで気が回らない状況だったため、支援要員が近くのスーパーで弁当等を購入するなど、身の回りの直接支援も行いました。

また、発生翌日には、葬儀に参列してくれる子供の友人たちにお菓子を配りたいという遺族の要望があり、支援要員が買物の送迎と付添いをしました。遺族にとっては、事故の件で周囲の人から声を掛けられたらどうしよう、どう答えたら良いのか分からない、声も掛けて欲しくないという思いがあり、警察の支援要員が付き添うことで、安心して買い物等することができたと喜ばれました。

#### IV. きょうだいへの支援～小学校との連携

ある遺族の小学生のきょうだいから、事故の翌日、小学校に登校したいという要望があり、支援要員が小学校への送迎をする段取りをしました。結果的には、本人は行ける状態ではなくなり、登校しなかったのですが、このように変化する要望にも一つ一つ応えていくよう努めました。

小学校の校長先生には、事故の概要、遺族のきょうだいであること、子供への配慮について、支援要員から説明を行いました。小学校側からは今後、遺族のきょうだいの登下校時の見守りを行うことや、学校行事の参加についても特に気を付けます、と理解をしていただきました。

後日、小学校で命の大切さを学ぶ行事を行った際には、事前に校長先生から遺族に趣旨や取組み方について説明がなされ、両親は学校の気遣いに本当に感謝されていました。

きょうだいへの支援は、必要で重要なことだと感じました。

#### V. 遺族の心情への配慮

この事故は社会的反響がとても大きく、事故直後から遺族や被害者の自宅周辺には多くの報道関係者が集まることとなっていました。遺族には、遺族の思いを世間に届けたいという報道の意義を説明しましたが、今はそっとしておいて欲しい、子供を静かに送りたいという強い思いがあったため、取材を受ける代わりに遺族からのコメント文を発出することになりました。遺族が作成されたコメント文には亡くなった我が子への思いのほか、静かに送りたいとの思いが綴られており、通夜の前に県警を通じて報道関係者に発出しました。結果、遺族の心情が汲み取られ、通夜、葬儀会場へは報道関係者からの取材は一切ありませんでした。

## Ⅵ. 通夜・葬儀会場及び火葬場との連携

通夜・葬儀会場関係者との打ち合わせにも、支援要員が同席しました。

本事故では既に報道で名前が公になっていたこともあり、式場前の電光掲示板に故人の名前が掲示されると、関係者以外にも事故被害者の式であることが分かってしまう恐れがあったため、両親の承諾のもと電光掲示は表示しないことにしました。会場内では支援員が付き添い、折に触れ外の状況を伝えることで、遺族等が式場外の心配をしなくても済むよう気遣いました。

また、参列を希望された被害者家族が乗ってくる車を事前に確認しておくことで、来場時には優先的に会場近くの駐車場に停めてもらうよう、式場関係者や警備員にお願いをしました。

葬儀会場周辺の事業所にも当日の協力をお願いしていたところ、会場近くの自動車販売会社で出棺に合わせて社員の方々が並んで黙とうをささげておられた姿に、支援要員の心も震えるとともに、こうした被害者を悼む気持ちが被害者支援への理解と協力、交通事故防止の一歩となっていくのだと強く感じた瞬間でした。

## Ⅶ. 窓口の一本化

全ての被害者に対する支援体制を確立するため、16名全ての被害者に2名ずつ支援要員を配置し、今後の支援内容について個別具体的に説明を行いました。

被害者支援室で行う支援は、カウンセリングや民間支援団体の紹介、困りごとや要望の把握等ですが、個別の要望も聴取して個々に対応をしました。ある被害者家族から、早期に転園したいという要望があった際には、園を管轄する天津市に個別に連絡を取り、窓口等を確認し担当者も決め、その上で、家族に相談連絡先と担当者を伝える、もしくは天津市から電話してもらうなどの連携を取りました。結果、スムーズに転園の手続を進めることができました。

被害者の困りごとは多種多様です。それぞれの被害者の要望を把握し、相談してもらえる態勢を作ることが重要と考えますが、ここでも事情聴取の捜査員とは別に支援要員を配置したことが功を奏したと思います。

被害者への連絡窓口は一本化して各方面の捜査員からの要望等については、支援要員がまとめてから遺族及び被害者家族に連絡するという体制を取り、被害者の負担軽減を目指しました。これにより、被害者との人間関係も築くことができたと考えています。

## Ⅷ. 関係機関との早期連携

滋賀県、天津市、被害者支援推進協議会とは早期から連携を取りました。

滋賀県では、特にいじめなどの問題等が大きくなった時、すぐに学校や園、関係者に支援に入る緊急支援体制がとられており、事故直後から園や事故関係者以外の園児や保育士に対して県と臨床心理士会を中心とした支援が入り、それらは警察の他の支援と併せて行われました。

関係機関による打ち合わせ会議を開催して、遺族、被害者とその家族には支援の初期から県

警が、園の関係者には県が、他の通園児童には大津市が担当するといった支援対象者の棲み分けを図り、各関係機関が責任を持って支援することとしました。関係機関とは何度か担当者会議を行い、支援状況や被害者の困りごとを共有しました。

また、民間支援団体との早期連携も図りました。事故後の補償や被疑者とのやり取りなどについて、民間支援団体主催で、被害者支援の有志弁護士による支援説明会を開催しました。

## IX. 継続した支援

事故の発生から数か月がたった頃、県警のカウンセリング制度を申し込んでいた両親から、遺されたきょうだいの様子がいつもと違う、無理をしているようだと言われ相談を受け、このきょうだいへのカウンセリングを行うこととなりました。小学生低学年のため、プレイセラピーを通じ、遊びながら状況や心情の変化を確認し、両親にも安心してもらいながら実施しました。カウンセラーには、子供の状態がいつもと同じなのか違うのかは分からない部分もあるので、一番近くにいる家族が気付いてカウンセラー等の専門職に早期につなげていくことは非常に大切だと思いました。

子供は再現遊びをします。「車がぶつかってきた」「ブー、バーン」などと事故を再現するような遊びをされると、両親はとてもしびつきます。このような行動を心配している両親に対しても、早期の段階でカウンセラーが心理教育を行いました。

公判への付添い支援は、公判終了まで行いました。

また、警察からの被害者連絡は、こまめに行うようにしました。初期の段階では、被害者が報道により新しい事実を知るといふことにならないよう、警察が行う報道機関への発表内容について、事前に被害者連絡を行いました。被疑者が起訴された時も、被害者連絡を行いました。この後、本件事故を起こした被疑者は別の事件で再び逮捕されることになったのです。この時も、事前にその状況を被害者にも知ってもらうべきという判断をし、事故の被害者の方々に被害者連絡を行いました。警察からの連絡があった時には大変驚いたり、憤ったりする方が多かったのですが、そのおかげでニュースや新聞による報道を目にしたときは、落ち着いて向き合うことができたという被害者もおられました。

## X. これからの課題～長期的な支援

被害者は今も後遺障害への不安と心理的影響への不安を抱えています。2～3歳での事故の体験が今後の成長に伴って、どのように発現して来るのかわからないのです。

幼いころに大きな事故に遭っていることを、これから年長組になり、その後入学する小学校等へもしっかりと引き継ぎ、支援を継続していくことが必要だと感じています。

同様に、きょうだいへの支援も重要です。小学校ともうまく連携や引継を行うとともに、これから生まれてくる新たなきょうだいについても、ご家族の要望に沿った支援が途切れなく、必要なときに受けられるようにすることも大切だと考えています。

## Ⅺ. 遺族や被害者の心情に寄り添う支援

事故当日から、現場での献花台の設置、管理、整理を保育園に依頼したことで、現場を訪れた多くの方々から花やおもちゃ等をお供えいただいております、おもちゃ等はきれいなまま保育園等で保管していただけたほか、一部、遺族に渡すことができました。

司法対応にかかる付添い支援では、当初検事調べの段階で、遺族と重軽傷被害者家族の待機室が一緒でした。子供を亡くした両親とケガをしたがこれから回復に向かっていくだろう子供の両親が同じ部屋で待機となると、お互いに気を遣うこともあるため、検察庁に申し入れを行い、別室にするなどの配慮をしていただきました。

そして、遺品をお返しする時には、遺族の心の準備を第一に、無理のない時期を支援要員が確認し、捜査担当者と連携しながら家族に心の負担を与えないよう配慮しました。こうした配慮や遺品返還袋を利用した対応はご家族から感謝していただきました。

## Ⅻ. 代理受傷の防止

長期間にわたり寄り添う中で、精神的に不安定になる支援要員もいました。上司等は、支援をしている者に対しても目を配り、いつもと様子が違えば、支援要員を交替したり休みを取らせたりするなどの配慮が必要だと思います。

## ⅩⅢ. 社会全体で行う被害者支援

被害者支援を行う上で、警察が配慮し協力を依頼した事柄等については、病院関係者からも学校関係者からも好意的に理解してもらうことができました。また、同園の保育士には、臨床心理士会が中心となり、早期に乳幼児期の子供の心のケアや保護者の支援についての研修会を行いました。警察の被害者支援は被害者中心に実施されますが、被害者の周囲にいる方への幅広い支援や被害者の心情理解を促す等社会全体で被害者を支えていくことの大切さを学びました。

今回、各関係機関とともに被害者支援に携わったことで、各機関が被害者を支援する準備はあるものの、被害者と関わるきっかけがなく被害者へのアプローチに苦勞をしているということを感じました。こうした部分では、最初に事件事故を扱う警察が被害者の意向を大切にしながら、関係機関がそれぞれの立場でできる支援を連携して行っていくことが重要だということを感じました。今後も、遺族や被害者が再び平穏な生活に戻ろうとする意欲を支えていくことを大切に、きめ細かな支援を続けていきたいと考えています。